官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（総務・財務二）　一
○厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（厚生労働六八）　二
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（国土交通六九）　三
○日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令（同七〇）　三
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境一八）　五
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三五）　五
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二三七）　五
○保安林の指定をする件（農林水産九九〇～九九七）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同九九八）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（防衛一四六～一五〇）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一五一）　八
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一五二）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一五三）　九
〔国会事項〕
内閣　一三
〔人事異動〕
内閣　一三
〔皇室事項〕　一三
〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　一三
太平洋広域漁業調整委員会会長公示（太平洋広域漁業調整委一七）　一四
日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示（日本海・九州西広域漁業調整委一七）　一四
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示（瀬戸内海広域漁業調整委一七）　一四
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一四
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　二九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九
会社その他

## 省　令

**○財務省令第二号**

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第八項第五号、第十条の六第一項及び第十条の十第一項並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の三第十一項及び第二十一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

**租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令**

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

**第一条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第六項中「第二十条第一項第二十四号」を「第二十条第一項第二十五号」に改める。

第十六条の十中「同条第一項第二十四号」を「同条第一項第二十五号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部改正）

**第二条**　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（令和六年総務省財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第十一項に各号を加える改正規定中「第二十条第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十六号から第二十九号まで」を「第二十条第一項第二十一号から第二十五号まで及び第二十七号から第三十号まで」に改める。

第十六条の十二第三項第一号ハに次のように加える改正規定及び第十六条の十三の次に七条を加える改正規定中「第二十条第一項第二十四号」を「第二十条第一項第二十五号」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○厚生労働省令第六十八号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第五十三条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年六月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（法第五十三条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用の額）

**第一条**　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の厚生労働省令で定める費用の額は、被保護認定住宅入居者（同項に規定する被保護認定住宅入居者をいう。次条において同じ。）が賃借して居住する認定住宅（法第四十三条第二項に規定する認定住宅をいう。次条において同じ。）に係る共益費とする。

**○国土交通省令第六十九号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

**第一条**　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則** | **附　則** |
| （建政部の所掌事務の特例） | （建政部の所掌事務の特例） |
| **第四条**　（略） | **第四条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| （法第五十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める場合） | （新設） |
| **第二条**　法第五十三条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 | （新設） |
| 一　被保護認定住宅入居者に係る生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十三条第四項に規定する保護金品の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅に係る家賃の額に相当する額に満たない場合 | （新設） |
| 二　被保護認定住宅入居者に係る生活保護法第三十一条第三項に規定する保護金品の額が、当該被保護認定住宅入居者が賃借して居住する認定住宅に係る共益費の額に相当する額に満たない場合 | （新設） |
| 三　当該認定住宅への居住を継続することが被保護認定住宅入居者の自立した生活の妨げになる等、法第五十三条第二項の規定により同条第一項に規定する家賃等の額に相当する金銭を同項に規定する認定賃貸人に支払うことが適切でないと生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が判断した場合 | （新設） |
| **附　則** | **附　則** |
| この省令は、令和七年十月一日から施行する。 | （事業振興部の所掌事務の特例） |
| （北海道開発局組織規則の一部改正） | **第四条**　（略） |
| **第二条**　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。 | （新設） |
| 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。 | |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 3　建政部は、第七条各号及び前二項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。 | （新設） |
| （都市・住宅整備課の所掌事務の特例） | |
| **第十三条の二**　都市・住宅整備課は、第八十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。 | （新設） |
| （住宅整備課の所掌事務の特例） | |
| **第十三条の三**　住宅整備課は、第八十六条に規定する事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。 | （新設） |
| **附　則** | **附　則** |
| （事業振興部の所掌事務の特例） | （事業振興部の所掌事務の特例） |
| **第四条**　（略） | **第四条**　（略） |
| 2　事業振興部は、第二条各号及び前項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。 | （新設） |

（事業振興部都市住宅課の所掌事務の特例）

**第七条の二**　事業振興部都市住宅課は、第三十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

（新設）

**附　則**

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

**○国土交通省令第七十号**

日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十八条第二項及び第四十八条の規定に基づき、日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

日本下水道事業団法施行規則の一部を改正する省令

日本下水道事業団法施行規則（昭和四十七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （業務方法書の記載事項）<br>**第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一～十一　（略）<br>十二　法第二十六条第三項に規定する水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務に関する事項<br>十三　（略）<br>（債務を負担する行為）<br>**第十二条**　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項から第三項までに規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。 | （業務方法書の記載事項）<br>**第一条**　日本下水道事業団法（以下「法」という。）第二十八条第一項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。<br>一～十一　（略）<br>（新設）<br>十二　（略）<br>（債務を負担する行為）<br>**第十二条**　事業団は、支出予算の金額の範囲内におけるもののほか、法第二十六条第一項及び第二項に規定する業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもつて国土交通大臣の認可を受けた金額の範囲内において、翌年度以降にわたる債務を負担することができる。 |

**附　則**

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

**○環境省令第十八号**

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

環境大臣　浅尾慶一郎

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一章　内部部局<br>第一節　大臣官房（第一条―第八条）<br>第二節　地球環境局（第九条―第十二条）<br>第三節　水・大気環境局（第十三条―第十五条）<br>第四節　自然環境局（第十六条―第二十一条）<br>第五節　環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十四条）<br>第二章　施設等機関（第二十五条）<br>第三章　地方支分部局（第二十六条）<br>第四章　原子力規制委員会（第二十七条）<br>第五章　環境省顧問（第二十八条）<br>附則<br>（洋上風力環境調査室）<br>**第六条**　地域政策課に、洋上風力環境調査室を置く。<br>2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に係る海域の利用のための環境の保全の観点からの海洋環境等の調査に関する事務をつかさどる。<br>3　洋上風力環境調査室に、室長を置く。 | 目次<br>第一章　内部部局<br>第一節　大臣官房（第一条―第七条）<br>第二節　地球環境局（第八条―第十一条）<br>第三節　水・大気環境局（第十二条―第十四条）<br>第四節　自然環境局（第十五条―第二十一条）<br>第五節　環境再生・資源循環局（第二十二条―第二十三条）<br>第二章　施設等機関（第二十四条）<br>第三章　地方支分部局（第二十五条）<br>第四章　原子力規制委員会（第二十六条）<br>第五章　環境省顧問（第二十七条）<br>附則<br>（新設） |

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

**第七条**　（略）

2～7　（略）

8　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十五条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

9　（略）

**第八条**　（略）

（特別国際交渉官）

**第九条**　（略）

2　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十二条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

**第十条**　（略）

2・3　（略）

4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

（保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び熱中症対策室）

**第六条**　（略）

2～7　（略）

8　熱中症対策室は、熱中症対策（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第三項に規定する熱中症対策であって国が講ずる施策（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をいう。）、花粉症対策その他これらに類する発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十四条第二項第六号において同じ。）による健康影響を防止又は軽減するための施策に関する事務をつかさどる。

9　（略）

**第七条**　（略）

（特別国際交渉官）

**第八条**　（略）

2　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（脱炭素社会移行推進室及び気候変動科学・適応室）

**第九条**　（略）

2・3　（略）

4　気候変動科学・適応室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四　（略）

五　気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第八号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六～八　（略）

5　（略）

**第十一条～第二十一条**　（略）

（循環型社会推進室及び企画官）

**第二十二条**　総務課に、循環型社会推進室及び企画官を置く。

2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること。

3　（略）

（削る）

4　（略）

五　気候変動適応（気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。次号及び第四号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六～八　（略）

5　（略）

**第十条～第二十条**　（略）

（循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官）

**第二十一条**　総務課に、循環型社会推進室及びリサイクル推進室並びに企画官を置く。

2　循環型社会推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、総務課の所掌事務に係る循環型社会の形成に関する事務に関すること（リサイクル推進室の所掌に属するものを除く。）。

3‖4　（略）

リサイクル推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下本号及び次条第四項において「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物をいう。以下本号において同じ。）の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。

二　環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準等の策定及び規制等に関すること。

5‖6　（略）

リサイクル推進室に、室長を置く。

（浄化槽推進室、放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室及び放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室）

**第二十三条**　廃棄物適正処理推進課に、浄化槽推進室、放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室及び放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室を置く。

2・3　（略）

4　放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第六項において同じ。）の適正な処理の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

5　放射性物質汚染廃棄物対策事業企画室に、室長を置く。

6　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室は、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係る事業の推進に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

7　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室に、室長を置く。

（浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室）

**第二十二条**　廃棄物適正処理推進課に、浄化槽推進室及び放射性物質汚染廃棄物対策室を置く。

2・3　（略）

4　放射性物質汚染廃棄物対策室は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄物処理法に規定する廃棄物を除く。）の適正な処理に関する事務をつかさどる（当該廃棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

5　放射性物質汚染廃棄物対策室に、室長を置く。

（新設）

法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関するものを除く。）。

7　放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室に、室長を置く。

**第二十四条～第二十八条**　（略）

**附　則**

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

（新設）

**第二十三条～第二十七条**　（略）

# その他告示

**○外務省告示第二百三十五号**

令和七年四月二十五日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理　国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億八千九百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

フィリピン側　エンリケ・A・マナロ外務大臣

**○外務省告示第二百三十六号**

令和七年六月二日にアクラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理　国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二百万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　義本博司在ガーナ大使

ガーナ側　ラムセス・ジョセフ・クレランド外務事務次官

**○外務省告示第二百三十七号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第二号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年六月二十四日

外務大臣臨時代理

国務大臣　阿部　俊子

記

失効年月日　令和七年六月五日

発行年月日　平成二十九年三月八日

旅券番号　ＴＲ七八〇七八二六

**○農林水産省告示第九百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市鳴内字曽里一四九八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田上郷字原沢三九二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字関山二一九一の三、字坊村山二一九三の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字関山二一九一の三・字坊村山二一九三の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市大金字駒後内二六四の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字駒後内二六四の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市下粕尾字城山一六三四の一、一六三四の二、一六三五、字入沢一六四四から一六五〇まで、一六五一の一、一六五一の二、一六五二から一六五四まで、一六五五の一、一六五五の二、一六五八から一六六五まで、一六六九、中粕尾字諏訪二一六九、二一七〇、二一七二、字小門二一七三の一、二一七四から二一七六まで、二一七七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字葦ノ平一の七九、一の八〇、一の一一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡国富町大字三名字初田二六二一の一・二六二一の三・二六二一の四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六二一の三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字初田二六二一の一・二六二一の三・二六二一の四九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町岩屋一〇八七、一一七一の一、一一九七、一一九七の一、一二〇〇の三、一二一二の三、一二一二の五、原村一三八一の一、一三九七の一、一三九八の一、一三九九から一四一〇まで、一四一三、一四一六から一四一八まで、一四一九の一、一四二〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第九百九十八号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。<br>第一・第二　（略）<br>第三　まいわし太平洋系群<br>一・二　（略）<br>三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）<br>法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。<br>（単位：トン）<br>大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量<br>（略） ／ （略）<br>まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） ／ 219,400<br>（略） ／ （略）<br>第四～第九　（略） | さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。<br>第一・第二　（略）<br>第三　まいわし太平洋系群<br>一・二　（略）<br>三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）<br>法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。<br>（単位：トン）<br>大臣管理区分 ／ 大臣管理漁獲可能量<br>（略） ／ （略）<br>まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） ／ 192,400<br>（略） ／ （略）<br>第四～第九　（略） |

**○防衛省告示第百四十六号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十七号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒
(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十八号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒
　　東経一四二度〇九分四七秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百四十九号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
　　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒
　　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒
　　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
　　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒
　　東経一三八度〇五分三七秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十号**

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
　　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒
　　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十一号**

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十二号**

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間
(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十三号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年六月二十四日　　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒
実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

# 国会事項

## 衆議院

**法律公布奏上通知書受領**

六月二十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人男女共同参画機構法

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

**継続審査及び継続調査の議決通知**

六月二十日本院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に関する施策の推進に関する法律案（前原誠司外五名提出、第二百十六回国会衆法第二四号）

二、自動車盗難対策等の推進に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第三一号）

三、国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出、衆法第四三号）

四、国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出、衆法第四四号）

五、公務員庁設置法案（大島敦外十七名提出、衆法第四五号）

六、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（山田勝彦外九名提出、衆法第六〇号）

七、内閣の重要政策に関する件

八、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

九、栄典及び公式制度に関する件

一〇、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

一一、国民生活の安定及び向上に関する件

一二、警察に関する件

総務委員会

一、軽油引取税の税率の特例の廃止に関する法律案（青柳仁士外一名提出、衆法第一二号）

二、地方税法の一部を改正する法律案（吉川元外六名提出、衆法第二七号）

三、地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出、衆法第四六号）

四、地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出、衆法第四七号）

五、郵政民営化法等の一部を改正する法律案（山口俊一外六名提出、衆法第五八号）

六、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件

七、地方自治及び地方税財政に関する件

八、情報通信及び電波に関する件

九、郵政事業に関する件

一〇、消防に関する件

法務委員会

一、民法の一部を改正する法律案（黒岩宇洋外五名提出、衆法第二九号）

二、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案（藤田文武外二名提出、衆法第三〇号）

三、民法の一部を改正する法律案（円より子外四名提出、衆法第三五号）

四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（平岡秀夫外十九名提出、衆法第六一号）

五、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（円より子提出、衆法第三二号）

六、民法の一部を改正する法律案（大河原まさこ外七名提出、衆法第六四号）

七、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案（小宮山泰子外七名提出、衆法第六五号）

八、裁判所の司法行政に関する件

九、法務行政及び検察行政に関する件

一〇、国内治安に関する件

一一、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、賃金上昇を上回る所得税の負担増加等に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（古川元久外一名提出、第二百十六回国会衆法第一号）

二、一般会計からの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定への繰入れのために講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第四号）

三、財政法の一部を改正する法律案（田中健外一名提出、第二百十六回国会衆法第一七号）

四、若者の就労所得に係る所得税の負担を軽減するための所得控除の拡充に関し講ずべき措置に関する法律案（田中健外一名提出、衆法第二三号）

五、外国為替資金特別会計の在り方の見直しに関する法律案（田中健外一名提出、衆法第二五号）

六、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律案（川内博史外八名提出、衆法第五二号）

七、財政に関する件

八、税制に関する件

九、関税に関する件

一〇、外国為替に関する件

一一、国有財産に関する件

一二、たばこ事業及び塩事業に関する件

一三、印刷事業に関する件

一四、造幣事業に関する件

一五、金融に関する件

一六、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、学校給食法の一部を改正する法律案（城井崇外十名提出、第二百十六回国会衆法第二五号）

二、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第六号）

三、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案（津村啓介外七名提出、衆法第七号）

四、文部科学行政の基本施策に関する件

五、生涯学習に関する件

六、学校教育に関する件

七、科学技術及び学術の振興に関する件

八、科学技術の研究開発に関する件

九、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）

二、就労支援給付制度の導入に関する法律案（階猛外六名提出、第二百十五回国会衆法第二号）

三、育児・介護二重負担者の支援に関する施策の推進に関する法律案（浅野哲外一名提出、第二百十六回国会衆法第一九号）

四、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案（中島克仁外九名提出、第二百十六回国会衆法第二三号）

五、医療保険の被保険者証等の交付等の特例に関する法律案（中島克仁外十二名提出、衆法第一号）

六、訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（井坂信彦外十二名提出、衆法第二号）

七、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（井坂信彦外十五名提出、衆法第三号）

八、健康保険法等の一部を改正する法律案（中島克仁外十名提出、衆法第八号）

九、厚生労働関係の基本施策に関する件

一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第三八号）

二、国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出、衆法第三九号）

三、農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第四〇号）

四、地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出、衆法第四一号）

五、食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出、衆法第四二号）

六、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、衆法第六二号）

七、農林水産関係の基本施策に関する件

八、食料の安定供給に関する件

九、農林水産業の発展に関する件

一〇、農林漁業者の福祉に関する件

一一、農山漁村の振興に関する件

経済産業委員会

一、電気料金の高騰に対する当分の間の措置として電気の使用者に対して再生可能エネルギー電気に係る賦課金の請求が行われないようにするために講ずべき措置等に関する法律案（丹野みどり外一名提出、第二百十六回国会衆法第五号）

二、中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（階猛外六名提出、衆法第一一号）

三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案（重徳和彦外十八名提出、衆法第五四号）
四、経済産業の基本施策に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許に関する件
七、中小企業に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
国土交通委員会
一、ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案（青柳仁士外二名提出、衆法第二四号）
二、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の一部を改正する法律案（谷田川元外四名提出、衆法第六三号）
三、国土交通行政の基本施策に関する件
四、国土計画、土地及び水資源に関する件
五、都市計画、建築及び地域整備に関する件
六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
七、陸運、海運、航空及び観光に関する件
八、北海道開発に関する件
九、気象及び海上保安に関する件
環境委員会
一、国による全ての水俣病の被害者の救済の実現に向けた給付金等の支給に係る制度の創設に関する法律案（篠原孝外九名提出、衆法第六六号）
二、環境の基本施策に関する件
三、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
四、循環型社会の形成に関する件
五、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
六、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
七、原子力の規制に関する件
八、公害紛争の処理に関する件
安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算行政監視委員会
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
　令和五年度特別会計歳入歳出決算
　令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
　令和五年度政府関係機関決算書
二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
五、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
六、令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
七、歳入歳出の実況に関する件
八、国有財産の増減及び現況に関する件
九、政府関係機関の経理に関する件
一〇、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一一、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一二、行政監視に関する件
議院運営委員会
一、衆議院の解散に係る手続等に関する法律案（武正公一外五名提出、衆法第五一号）
二、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案（古川元久外一名提出、衆法第五九号）
三、衆議院規則の一部を改正する規則案（武正公一外五名提出、衆規第二号）
四、国会法等改正に関する件
五、議長よりの諮問事項
六、その他議院運営委員会の所管に属する事項
東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員会
一、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（近藤和也外七名提出、第二百十六回国会衆法第二二号）
二、東日本大震災からの復興・防災・災害に関する総合的な対策に関する件
政治改革に関する特別委員会
一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第九号）
二、政党交付金の交付停止等に関する制度の創設に関する法律案（古川元久外二名提出、第二百十六回国会衆法第一二号）
三、政治資金規正法等の一部を改正する法律案（大串博志外七名提出、第二百十六回国会衆法第一三号）
四、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外四名提出、衆法第四号）
五、政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎外四名提出、衆法第五号）
六、政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（大串博志外十名提出、衆法第二一号）
七、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（落合貴之外五名提出、衆法第五〇号）
八、政治団体における複式簿記の導入に関する法律案（池下卓外二名提出、衆法第五五号）
九、政治改革に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
原子力問題調査特別委員会
一、原子力問題に関する件
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案（階猛外七名提出、衆法第二二号）
二、児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（大西健介外十二名提出、衆法第五六号）
三、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（早稲田ゆき外十三名提出、衆法第五七号）
四、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

**議案送付**

六月二十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

**議案通知書受領**

六月二十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人男女共同参画機構法案
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

**質問書転送**

六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。
円借款の国内経済波及効果及び財源構造に関する質問主意書
陸上自衛隊オスプレイの佐賀空港への配備に関する質問主意書
祝日キャンセル問題に関する質問主意書
キャリアアップ助成金制度の変更に関する質問主意書
本土復帰以降の政府の沖縄への向き合い方に関する質問主意書
沖縄における過重な米軍基地負担に関する質問主意書
有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）汚染源特定のための米軍基地内立入申請に関する質問主意書
硫黄島戦没者遺族及び旧島民等の墓参に関する質問主意書
離婚後共同親権の導入に関連する諸課題に関する質問主意書
十一万床の病床削減という政党間合意を踏まえた政府の対応に関する質問主意書
いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書
中国における日本軍性暴力被害に関する質問主意書
関節リウマチ患者の医療費負担軽減に向けた施策に関する質問主意書
「地方創生二・〇基本構想」に関する質問主意書
いわゆる国民保護法の武力攻撃事態と武力攻撃予測事態に関する質問主意書
シベリア抑留者問題の解決と国立戦争資料館（仮称）整備に関する質問主意書
政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書
輸入冷凍食品を含む輸入食品の食品衛生法違反事例に関する質問主意書
政府備蓄米に関する質問主意書
皇位継承問題の議論を広く国民に委ねることに関する質問主意書
日本・ラテンアメリカ外交に関する質問主意書
レアアース貿易に関する質問主意書
医療的ケア児の入院差額ベッド代に関する質問主意書
健康保険証廃止決定に至る行政プロセスに関する質問主意書

労働者の過半数代表者に関する質問主意書
東京外かく環状道路の費用便益比に関する質問主意書
ふるさと納税に関する質問主意書
国際連合自由権規約委員会による日本への総括所見に対する政府の取組に関する質問主意書
介護職員処遇改善の必要性の認識と今後の取組等に関する質問主意書
家計の年間の食費に係る消費税負担額の認識等に関する質問主意書
物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問主意書
保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問主意書
持続可能な病院経営に関する質問主意書
子育て版ケアマネジャー導入に関する質問主意書
シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問主意書
海上保安庁の離職者増加に関する質問主意書
リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問主意書
漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問主意書
外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問主意書
宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問主意書
首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問主意書
生成ＡＩで作成される商標の取扱い等に関する質問主意書
バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問主意書
高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問主意書
トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問主意書
攻撃用無人機への対処に関する質問主意書
経営・管理の在留資格に関する再質問主意書
保険適用薬のあり方に関する質問主意書
外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問主意書
いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問主意書
中古品取引の未計上がＧＤＰ統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問主意書
ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問主意書
在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問主意書
民泊制度の見直しに関する質問主意書
先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問主意書
障害年金不支給判定急増の報道に関する質問主意書
「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問主意書
羽田空港ビル利益供与問題に関する質問主意書
マンション大規模修繕工事に関する質問主意書
税収の上振れに関する質問主意書
公営競技の適正利用に関する質問主意書
有料老人ホームやいわゆるホスピス住宅における訪問看護制度を利用した不正請求への対応に関する質問主意書
風力発電施設のブレード落下事故への対応に関する質問主意書
国民皆歯科健診の導入等に関する質問主意書
コメ作況指数の公表廃止に関する質問主意書
我が国におけるエイズ流行終結に向けた取組に関する質問主意書

**答弁書受領**

六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員大石あきこ提出出入国在留管理政策と家族結合権に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出ボタンウキクサ（ウォーターレタス）対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井坂信彦提出鉛製給水管に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹上裕子提出ミニマム・アクセス米と国内消費量等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸提出スルガ銀行による投資用アパート・マンション不正融資問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出感染症の危機管理における専門家発言の変遷とリスクコミュニケーション体制の強化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出インボイス制度の実態と今後の改善措置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員八幡愛提出忘れられる権利の制度的整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員太栄志提出外国人又は外国法人による土地等の取得等の規制に関する質問に対する答弁書
衆議院議員水沼秀幸提出推し心を利用する悪質ホスト対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口直人提出保険適用が困難なこどもの歯科矯正診療に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出尖閣諸島周辺海域における海洋資源開発に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出外国人の所有する国内不動産に対する課税に関する質問に対する答弁書
衆議院議員長友よしひろ提出花粉症対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大石あきこ提出重度心身障害者及びひとり親家庭等への自治体の医療費助成に対するペナルティを全廃すべきことに関する質問に対する答弁書
衆議院議員阪口直人提出声の肖像権保護に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木庸介提出中国資本の影響による火葬・葬儀に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出行旅死亡人に関する質問に対する答弁書
衆議院議員櫻井周提出火山防災に関する質問に対する答弁書

**請願書送付**

六月二十日本院において採択した次の請願書を内閣に送付した。

通
裁判所の人的・物的充実に関する請願　三十九
パーキンソン病治療研究支援及び医療費助成制度の改善に関する請願　三十三
国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願　百二十四
パーキンソン病の撲滅を目指すことに関する請願　四
国立病院の機能強化に関する請願　九十二
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願　八十九
現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願　二十五
てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願　八十六
てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願　八
北方領土返還促進に関する請願　一

**報告書受領**

六月二十日内閣を経由して日本銀行総裁植田和男から、次の報告書を受領した。
日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

## 参議院

**会議**

六月二十一日（土曜日）午後一時　本会議

**議員辞職**

六月二十日議院は、比例代表選出議員鈴木宗男の辞職を許可した。

**議案提出**

六月二十日衆議院から次の議案が提出された。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五三号）
また、六月二十一日議員から次の議案が提出された。
財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案（柴愼一外二名発議）

**要求書提出**

六月二十一日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。
財政金融委員長三宅伸吾君解任決議案（柴愼一外二名発議）

**議案付託**

六月二十日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五三号）
財政金融委員会に付託

**議決通知**

六月二十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
独立行政法人男女共同参画機構法案
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

**質問主意書提出**

六月二十日議員から次の質問主意書が提出された。

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三九号）

無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書（水野素子提出）（第二四〇号）

ギグワークに関する質問主意書（水野素子提出）（第二四一号）

ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四二号）

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四三号）

地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四四号）

薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四五号）

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二四六号）

いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二四七号）

**質問主意書転送**

六月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

観光公害対策に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一九二号）

政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九三号）

石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九四号）

地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一九五号）

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主意書（浜田聡提出）（第一九六号）

外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一九七号）

固定価格買取制度に関する質問主意書（野田国義提出）（第一九八号）

悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第一九九号）

消防団員の支援に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第二〇〇号）

海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書（紙智子提出）（第二〇一号）

ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書（川田龍平提出）（第二〇二号）

若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第二〇三号）

自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇四号）

報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇五号）

ＪＵＴＭに関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二〇六号）

国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇七号）

大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇八号）

形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二〇九号）

エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一〇号）

介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一一号）

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二一二号）

子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一三号）

政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一四号）

ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一五号）

特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一六号）

医療・福祉の非営利性に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二一七号）

政府の米政策に関する質問主意書（山本太郎提出）（第二一八号）

関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二一九号）

公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第二二〇号）

ＤＶからの避難等に関する質問主意書（石川大我提出）（第二二一号）

男性のＤＶ被害と自殺に関する質問主意書（石川大我提出）（第二二二号）

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二三号）

緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二四号）

防災庁の設置に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二五号）

離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二六号）

空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二七号）

学校事故対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二八号）

ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書（水野素子提出）（第二二九号）

公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三〇号）

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三一号）

質問主意書の回答期限に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三二号）

オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三三号）

精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三四号）

同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三五号）

難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三六号）

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書（神谷宗幣提出）（第二三七号）

薬価改定の課題に関する質問主意書（小西洋之提出）（第二三八号）

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書（水野素子提出）（第二三九号）

無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書（水野素子提出）（第二四〇号）

ギグワークに関する質問主意書（水野素子提出）（第二四一号）

ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四二号）

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四三号）

地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四四号）

薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書（浜田聡提出）（第二四五号）

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第二四六号）

いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第二四七号）

**答弁書受領**

六月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜田聡提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問に対する答弁書（第一五五号）

参議院議員浜田聡提出血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問に対する答弁書（第一五六号）

参議院議員浜田聡提出南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問に対する答弁書（第一五七号）

参議院議員浜田聡提出衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問に対する答弁書（第一五八号）

参議院議員浜田聡提出政府職員の公用マイレージに関する質問に対する答弁書（第一五九号）

参議院議員浜田聡提出アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問に対する答弁書（第一六〇号）

参議院議員浜田聡提出法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問に対する答弁書（第一六一号）

参議院議員浜田聡提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対する答弁書（第一六二号）
参議院議員浜田聡提出科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書（第一六三号）
参議院議員浜田聡提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する答弁書（第一六四号）
参議院議員浜田聡提出公用車のカーナビに係るＮＨＫ受信契約の在り方に関する質問に対する答弁書（第一六五号）
参議院議員浜田聡提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対する答弁書（第一六六号）
参議院議員浜田聡提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対する答弁書（第一六七号）
参議院議員浜田聡提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対する答弁書（第一六八号）
参議院議員浜田聡提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対する答弁書（第一六九号）
参議院議員浜田聡提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対する答弁書（第一七〇号）
参議院議員浜田聡提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対する答弁書（第一七一号）
参議院議員浜田聡提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答弁書（第一七二号）
参議院議員浜田聡提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対する答弁書（第一七三号）
参議院議員浜田聡提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対する答弁書（第一七四号）
参議院議員浜田聡提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対する答弁書（第一七五号）
参議院議員浜田聡提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対する答弁書（第一七六号）
参議院議員山本太郎提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対する答弁書（第一七七号）
参議院議員山本太郎提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対する答弁書（第一七八号）
参議院議員浜田聡提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対する答弁書（第一七九号）

**報告書提出**

六月二十日委員長から次の報告書を提出した。
内閣委員会請願審査報告書（第一号）
法務委員会請願審査報告書（第一号）
厚生労働委員会請願審査報告書（第一号）
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会請願審査報告書（第一号）

**請願書送付**

六月二十日、議院において採択した「優生保護法問題の全面解決に関する請願」外三百十二件の請願は、即日これを内閣に送付した。

**法律公布奏上及び通知**

六月二十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
独立行政法人男女共同参画機構法
独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

**継続審査及び継続調査の議決通知**

六月二十日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会
一、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査

**報告書受領**

六月二十日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。

## 人事異動

### 内閣

衆議院議員
天皇皇后両陛下モンゴル御訪問につき首席随員を命ずる　河野　太郎
期間は令和七年七月十五日までとする
宮内庁長官　西村　泰彦
侍従長　別所　浩郎
式部官長　伊原　純一
外務事務官　清水　武則
宮下　匡之
皇宮警視監　直江　利克
女官長　西宮　幸子
内閣府事務官　鈴木　敏夫
式部官　宮澤　保貴
外務事務官　大平　真嗣
侍医長　大庭　成喜
外務事務官　市場　裕昭
侍従　森本　哲司
同　細見　昌史
女官　森川真理子
同　近藤真理子
天皇皇后両陛下モンゴル御訪問につき随員を命ずる
期間は令和七年七月十五日までとする（以上六月二十日）

## 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、ルクセンブルクの国祭日につき、六月二十日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

## 官庁報告

### 法務

**公証人任免**

福岡法務局所属公証人松尾嘉倫は願により公証人を免ぜられた。
岸本寛成は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人松尾嘉倫の後任を命ぜられた。（以上六月十六日）（法務省）

**太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十七号**

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。
令和七年六月三日　太平洋広域漁業調整委員会会長　北門　利英

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

**日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十七号**

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。
令和七年六月三日　日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　田中　栄次

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

**瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十七号**

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号３(2)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。
令和七年六月三日　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　脇田　和美

令和七年六月五日から令和七年六月三十日まで

# 公　　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年６月24日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年６月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　セコムエンジニアリング株式会社　吉成　　進　福島県郡山市開成４－８－15　国土交通大臣許可（般・特－02）第21365号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

## 破産手続終結及び免責許可決定

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 書面による計算報告

## 免責許可決定

## 特別清算開始

**令和７年（ヒ）第２０３８号**

東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階

清算株式会社　株式会社正学社

代表清算人　上野　安夫

１　決定年月日　令和７年６月９日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和７年（ヒ）第３０号**

東京都青梅市長淵５丁目251番地

清算株式会社　株式会社バイカダイイングワークス

代表清算人　齋藤　鉄夫

１　決定年月日　令和７年６月11日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所立川支部民事第４部

## 特別清算終結

**令和７年（ヒ）第１００１号**

千葉市若葉区千城台西１丁目40番８号
清算株式会社　株式会社ヤハギ
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

**令和７年（ヒ）第２００９号**

東京都中央区日本橋茅場町２丁目５－５ＳＫ茅場町ビル８階
清算株式会社　株式会社ジェイエスティソリューションズ
１　決定年月日　令和７年６月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

**令和６年（ヒ）第５号**

長野県佐久市田口1082番地
清算株式会社　ＩＳ企画株式会社
１　決定年月日　令和７年６月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所佐久支部

**令和７年（ヒ）第３００４号**

大阪府東大阪市荒本西３丁目２番25号
清算株式会社　株式会社エルグラン
１　決定年月日　令和７年６月11日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算協定認可

**令和６年（ヒ）第８号**

愛知県蒲郡市形原町東稲荷20番地１
清算株式会社　株式会社三幸
代表者代表清算人　都築　正幸
１　決定年月日　令和７年６月９日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、令和５年２月１日以後の利息債権及び遅延損害金請求権（但し、既払分を除く）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
２　弁済場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、清算株式会社代理人弁護士の事務所にて交付する方法又は債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、後者の場合の振込手数料は、債権者の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円単位未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第１・１で免除を受けた場合の令和５年２月１日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　弁済及び免除
⑴　弁済及び免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定後１か月以内に、再生債権額兼弁済割合算定基準債権額（以下「再生債権額」という。）の0.1558889731％（一般債権額の0.1995544991％）を弁済し、弁済時に一般債権額と差額との免除を受ける。
⑵　追加弁済
⑴による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを再生債権額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、前記追加弁済の範囲においては、⑴による免除の効力は失われるものとする。
以上
名古屋地方裁判所豊橋支部

## 監督命令取消

## 再生手続開始

## 小規模個人再生による再生手続開始

## 監 督 命 令

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

## 会社その他の公告

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都杉並区阿佐谷南一丁目一番八号

（甲）合同会社新宿中央不動産

代表社員　津田　和生

茨城県つくば市観音台一丁目三五番一九号

（乙）合同会社たいよう

代表社員　津田　和生

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　六十三頁（号外第八十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十一日

掲載頁　五十九頁（号外第八十九号）

令和七年六月二十四日

東京都港区虎ノ門三丁目二番二号

（甲）Ｏｍｎｉｃｏｍ　Ｐｒｏｄｕｃｔｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　アラン・ロネ

東京都港区虎ノ門三丁目二番二号虎ノ門３０森ビル四階

（乙）Ｄｅｓｉｇｎｏｒｙ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　アラン・ローヌ

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://smartscan.co.jp/category/info/

令和七年六月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（甲）株式会社ユカリア

代表取締役　三沢　英生

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

（乙）スマートスキャン株式会社

代表取締役　古川　淳

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一二三頁（号外第十四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十一頁（号外第一三〇号）

令和七年六月二十四日

愛知県津島市埋田町一丁目八番地

（甲）株式会社西日本宇佐美

代表取締役　田中　喜浩

富山県射水市大江一二三〇番地

（乙）株式会社大信自動車

代表取締役　田中　喜浩

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のＭＶＮＯ事業を含む乙のモバイルソリューション事業本部が営んでいる事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十七日

掲載頁　七十九頁（号外第一六九号）

令和七年六月二十四日

東京都文京区後楽二丁目六番一号

（甲）株式会社ミソラコネクト

代表取締役　森田　暢達

東京都文京区後楽二丁目六番一号

（乙）丸紅ネットワークソリューションズ株式会社

代表取締役　佐藤　由浩

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のチャンピオン事業を除くすべての事業（ヘインズ及びポロラルフローレン事業を含むがこれに限らない。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　八十六頁（号外第一〇七号）

令和七年六月二十四日

東京都新宿区信濃町三五番地　信濃町煉瓦館三階

（甲）ヘインズジャパン株式会社

代表取締役　蕪木　啓太

東京都新宿区信濃町三五番地　信濃町煉瓦館三階

（乙）ヘインズブランズジャパン株式会社

代表取締役　及川　洋一

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

（甲）鎌倉キャピタル合同会社

代表社員　金谷　正文

東京都江東区永代二丁目三三番九―三〇二号

（乙）合同会社コビハムランド

代表社員　小口　裕太

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

（甲）尾張トレーディング合同会社

代表社員　伊藤　学

東京都渋谷区神南一丁目一一番四号ＦＰＧリンクス神南五階

（乙）合同会社ラーマ

代表社員　小口　裕太

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して乙は甲の営業事業に関する権利義務を、丙は甲の生産事業に関する権利義務を、それぞれ承継し、甲はそれらを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　九十一頁（号外第九十七号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二十四日

鹿児島県肝属郡肝付町富山一七一五番地

（甲）株式会社クリモト

代表取締役　尾迫　勉

鹿児島市東開町三番地一八

（乙）株式会社クリモト

代表取締役　河田　健市

鹿児島県肝属郡肝付町富山一七一五番地

（丙）株式会社クリモトワークス

代表取締役　吉國　高夫

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するベルフェイスシステム株式会社（住所東京都港区新橋六丁目一三番一〇号）に対して当社のｂｅｌｌＦａｃｅ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://corp.bell-face.com

令和七年六月二十四日

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号

ベルフェイス株式会社

代表取締役　中島　一明

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都板橋区西台三丁目二二番八号

合同会社Ｆｕｊｉ

代表社員　齋藤　健治

**組織変更公告**

当社は、株式会社への組織変更を決定しました。

効力発生日は令和七年七月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ＥｄｕＳｕｐｐｏｒｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

合同会社ＥｄｕＳｕｐｐｏｒｔ

代表社員　石飛　守

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都杉並区高円寺北三丁目五番一号ベルゾーネ高円寺一〇一

アットライフ合同会社

代表社員　山本　絢介

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都江東区亀戸七丁目九―一二―一四〇八

合同会社Ｗ．Ｉ．Ｔ

代表社員　熊本　一輝

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都渋谷区神泉町一〇番一五号アネックス神泉三〇一　合同会社Ｌｉｂｅｒｔａ

代表社員　石本　純一

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

神奈川県横浜市緑区白山四丁目七二番二五号

合同会社華信

代表社員　李　琳　琳

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

愛知県西尾市上矢田町五反田三一番地六

合同会社ちゃれんじくらぶ

代表社員　三州資材工業株式会社

職務執行者　加藤　勇人

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

京都市下京区七条通油小路東入大黒町二二七番地第二キョートビル四〇二

合同会社Ｊａｃａｌｉｚｅ

代表社員　澤井　星輝

**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月五日であり、組織変更後の商号は株式会社未来とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

沖縄県浦添市宮城四丁目一九番一二号

合同会社未来

代表社員　翁長　律子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月四日であり、株主総会の決議は、令和七年六月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月二十四日

北海道釧路市興津五丁目一番一一号

有限会社丸一さとう

代表取締役　佐藤　京子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を五十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三二頁（号外第一二五号）

令和七年六月二十四日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンネクスト株式会社

代表取締役　バラット・ルパーニ

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二億九千九百万円減少し、九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　一〇一頁（号外第一二九号）

令和七年六月二十四日

東京都港区新橋三丁目四番一二号

東都システム開発株式会社

代表取締役　手塚　裕太

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和七年七月二十四日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://creww.in/koukoku

令和七年六月二十四日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一一番一号

Ｃｒｅｗ株式会社

代表取締役　伊地知　天

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とすること及びその減少額九百万円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://myokosan.studio.site

令和七年六月二十四日

東京都練馬区大泉学園町一―一―五シャトー高陣二〇六号

妙高株式会社

代表取締役　徳永　静雄

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を十万円減少し二百三十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

静岡市清水区春日二丁目五番一二号

合同会社清水電気引込工事センター

代表社員　有限会社海生電気

職務執行者　海野　久生

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　七十頁（号外第一三五号）

令和七年六月二十四日

大阪市中央区谷町三丁目六番四号大拓ビル二〇

株式会社ＧＳコミュニティ

代表取締役　大歳　仁

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を三億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jishin.co.jp/company/settlement.shtml

令和七年六月二十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

ＳＢＩリスタ少額短期保険株式会社

代表取締役　久保田　卓

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を三十億三千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月十八日

掲載頁　一二六頁（号外第一七〇号）

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階

日本長期収載品機構株式会社

代表取締役　木川　直毅

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を六億九千五百九十七万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.mutual.co.jp

令和七年六月二十四日

大阪市北区西天満一丁目二番五号

株式会社ミューチュアル

代表取締役　野尻　恭

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和七年六月三十日を効力発生日とする株式会社兵庫物流との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一八一頁（号外第一三三号）

令和七年六月二十四日

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二

株式会社自彊社

代表取締役　木南　一志

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和七年六月二十八日を効力発生日とする株式会社新和自動車との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一九〇頁（号外第一三三号）

令和七年六月二十四日

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二

株式会社新宮運送

代表取締役　木南　晋一

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和七年六月二十九日を効力発生日とする株式会社新宮運送との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一八一頁（号外第一三三号）

令和七年六月二十四日

兵庫県たつの市新宮町大屋六六八番地の一二

株式会社兵庫物流

代表取締役　木南　一志

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月二十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十四日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目二八番九号

神田梱包運送株式会社

代表取締役　内山　恭久

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和七年七月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年九月頃開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二十四日

大阪府大阪市北区堂山町三番三号

株式会社ＬｅＴｅｃｈ

代表取締役　宮地　直紀

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

東京都中央区日本橋小舟町七番二号

ヤクシ化成株式会社

代表取締役　横島　成子

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

新潟市江南区曙町三丁目一二番二四号

サクセス産業株式会社

代表取締役　小林　力

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

新潟県三条市下保内二九二番地三

サクセス産業中越株式会社

代表取締役　小林　力

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年六月十五日開催の定時株主総会において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、会社法第二一八条第一項の規定に基づき公告します。

なお、効力発生日は令和七年七月十四日とし、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

三重県津市榊原町一三五三番地

榊原泉源開発株式会社

代表取締役　萩野　廣和

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二十四日

大阪府吹田市垂水町三丁目二〇番二七号

株式会社オンテック

代表取締役社長　西山　真澄

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和七年七月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月二十四日

大阪市西区新町三丁目九番一七号

平塚工業株式会社

代表取締役　赤尾　明彦

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社どんどんと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都港区赤坂七丁目一一番七号三共赤坂ビル五階

株式会社ｕｎｌｏｃｋ．ｌｙ3号

代表取締役　三島　徹平

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である扇谷毅が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二十四日

東京都中央区京橋二丁目一二番九号寺沢ビル六階

アロハ・エアラインズ・インコーポレイテッド

日本における代表者　扇谷　毅

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三千六百九十五万円減少して十六億四千七百九十万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十頁（号外第八十七号）

令和七年六月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＣＯＲＥ　Ｈｅｉｓｅｉ特定目的会社

取締役　髙山　知也

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を四千四百七十万円減少して十四億九千百六十万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十頁（号外第八十七号）

令和七年六月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＣＯＲＥドミトリー特定目的会社

取締役　髙山　知也

**合併公告及び資本金の額の減少公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲は資本金の額を二億五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　二頁

令和七年六月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番三号スプライン青山東急ビル三階

（甲）Ｖｉｎｃｅｎｔ株式会社

代表取締役　梅津　直人

広島市安佐北区深川三―二八―二

（乙）株式会社エンヴィジョン

代表取締役　平岡　正人

**合併公告及び合併につき株券等提出公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十頁（号外第一三〇号）

令和七年六月二十四日

京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町八三〇

（甲）湯快リゾート株式会社

代表取締役　川﨑　俊介

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号

（乙）ＧＥＮＳＥＮ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社

代表取締役　川﨑　俊介

**取消公告**

令和七年四月二十八日（号外第九十五号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみを取消します。

令和七年六月二十四日

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号

（甲）株式会社ＲＡＩＳＥ

代表取締役　吉元幸次郎

東京都千代田区岩本町二丁目一一番九号

（乙）株式会社ＣＯＮＦＥＬ

代表取締役　吉元幸次郎

**取消公告**

令和七年六月十三日掲載の当社の準備金の額の減少公告は取消します。

令和七年六月二十四日

東京都新宿区西新宿六丁目一〇番一号日土地西新宿ビル一三階

日本長期収載品機構株式会社

代表取締役　木川　直毅

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 令和七年六月十九日国会事項欄衆議院の部（原稿誤り） | | | | |
| 八四 | 二 | 二 | 値下げ | 値上げ |
| 令和七年四月三十日（号外第九十六号）叙位・叙勲欄中（原稿誤り） | | | | |
| 八九 | 三 | 一九（終りから） | 「三平　政好」 | は死亡により削る。 |